

第1章 共通事項

1 市の責務

災害対策基本法では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる」と規定している。(災害対策基本法第60条第1項)

しかし、一人ひとりの命を守る責任は行政にあるのではなく、最終的には個人にあるという考え方から、この避難のための指示等には強制力は伴っていない。

したがって、市の責務は、市民一人ひとりが避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供することであり、発令する避難のための指示等がどのような考え方に基いているかについて、市民に周知し情報共有するとともに、市民一人ひとりの居住地等にどの災害のリスクがあり、どのようなときに、どのような避難行動をとるべきかについて、周知徹底を図ることにある。

2 対象とする災害

本マニュアルでは、立退き避難が必要な自然災害の事象のうち、台風、水害、土砂災害、津波災害に伴う避難を対象とする。

なお、積乱雲の急な発達により発生する竜巻や突風、雷などについては、高齢者等避難、避難指示(以下「避難指示等」という。)の発令基準を設けることが困難であるため、気象情報に注視し、適時判断する。

3 避難行動(安全確保行動)の考え方

これまでの避難指示等は、自宅等の現在いる危険な場所からの立退きを意味していたが、周囲の状況によっては指定した避難場所への移動がかえって命に危険を及ぼしかねない場合もあることから、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置(以下「屋内安全確保措置」という。)も「命を守るための行動」の一つに加えている。

(1) 立退き避難

- ①市が指定した避難場所への移動
- ②親戚や知人の家、ホテルや旅館などの自宅等から安全な場所への移動
- ③近隣の高い建物等への移動

(2) 屋内安全確保

- ①建物内の安全な場所への待避

(3) 緊急安全確保

- ①洪水等のリスクがある区域等においては、自宅・施設等の少しでも浸水しにくい高い場所に緊急的に移動したり、近隣の相対的に高く堅牢な建物等に緊急的に移動する。
- ②土砂災害のリスクがある区域等においては、自宅・施設等の崖から少しでも離れた部屋で待避したり、近隣の堅牢な建物に緊急的に移動する。



【参考】待避と退避

「待避」とは、自宅などの居場所や安全を確保できる場所に留まり、災害を回避すること。「たいひ」には、安全な場所に移動することに主眼を置いた「退避」と二通りの表記がある。本マニュアルでは、「待避」の表現を用いている。

【参考】指定緊急避難場所と指定避難所

1 指定緊急避難場所（災害対策基本法第49条の4）

切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所として、あらかじめ市町村が指定した施設や場所をいう。

2 指定避難所（災害対策基本法第49条の7）

災害により住家を失った場合において、一定期間避難生活をする場所として、あらかじめ市町村が指定した施設をいう。

4 避難情報の種類

災害時に市民等（市内の居住者、滞在者その他の者をいう。）の命を守るために発令する避難情報には、避難指示等のほか屋内安全確保措置があり、その内容は次のとおりである。

(1) 高齢者等避難

洪水や土砂災害など災害の発生のおそれがある場合に、市民等に対して避難準備を呼び掛けるとともに、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に対して、この段階で危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）行動を開始するものである。

(2) 避難指示

洪水や土砂災害などの災害により人的被害の発生のおそれが高い場合に、被害の拡大を防止するため、危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）するものである。

(3) 緊急安全確保

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、立退き避難を行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認める場合に、屋内での安全な場所での待避等の安全確保措置を指示するものである。

5 避難指示等発令の考え方

避難指示等発令の考え方は、次のとおりとする。

(1) 避難指示等には強制力は伴っていないことから命を守る責任は最終的には個人にあるという考えのもと、市民等の生命、身体を保護するために行うべき市の責務として、早い段階から確実な情報提供を行い、市民等が避難行動をとる判断ができる情報として発令する。

(2) 気象情報、河川や海岸の水位情報、土砂災害警戒情報等を活用するとともに、国の機関や県に対し、積極的に助言を求める。

(3) 災害から市民等の命を守るため、災害発生の危険性が高まっている若しくは避難指示等の判断基準に達したときは躊躇せず発令する。

- (4) 緊急時には、避難場所の開設状況に関わらず発令する。
- (5) 避難指示等を発令したにもかかわらず災害が発生しない、いわゆる「空振り」になることは、災害対応の目標が達成したことであり、毅然とした態度をもって発令する。また、高齢者等避難を有効かつ積極的に活用し、早めの避難行動を促すことも考える。

○助言等依頼関係機関一覧表

機関名	電話番号	所在地	備考
国土交通省浜松河川国道事務所	053-466-0116	浜松市中区名塚町 266	調査課
静岡地方気象台	054-286-3411	静岡市駿河区曲金二丁目 1-5	
静岡県土木防災情報センター	054-221-3259	静岡市葵区追手町 9-6	県水防本部
静岡県河川砂防局	054-221-3042	静岡市葵区追手町 9-6	砂防課
静岡県西部地域局	0538-37-2204	磐田市見付 3599-4	危機管理課
静岡県袋井土木事務所	0538-42-3215	袋井市山名町 2-1	維持管理課
磐田警察署	0538-37-0110	磐田市一言 2533-4	警備課
浜松市役所	053-457-2537	浜松市中区元城町 103-2	危機管理課
袋井市役所（袋井市防災センター）	0538-86-3701	袋井市国本 2907	危機管理課
掛川市役所	0537-21-1131	掛川市長谷一丁目 1-1	危機管理課
森町役場	0538-85-6302	周知郡森町森 2101-1	防災課

6 避難指示等発令による市民等に求める行動

避難指示等の発令による市民等に求める行動については、表1-6-1のとおりである。

表1-6-1 避難指示等発令による市民等に求める行動

区分	市民等に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する人 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保 <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 <p style="margin-left: 40px;">ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</p>

- ・避難とは「難」を「避」けること。安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はありません。
- ・避難先は、小中学校・交流センターだけではありません。安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう。
- ・感染症対策用品（マスク、消毒液等）はできるだけ自ら携行して下さい。
- ・市は指定する避難場所、避難所が変更・増設されている可能性があります。災害時には市のホームページ等で確認してください。
- ・豪雨時の屋外の移動は車も含めて危険です。やむをえず車中泊をする場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分確認してください。

注 突発的な災害の場合、市長からの避難指示等の発令が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。特に、津波について、市民等は、津波のおそれがある地域にいるときや海沿いにいるときに、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市長からの避難指示の発令を待たずに、市民等が自発的かつ速やかに立退き避難をすることが必要である。

7 避難指示等の発令手順

避難指示等の発令及び解除は、市長がその基準に該当する事態を認知した後、直ちに行う。

市長が不在又は市長に連絡がとれない場合は、副市長、教育長、危機管理監の順位でこれを代行する。

8 災害対応の流れ

雨の降り始め（台風の北上）から被害の発生までの間で、市の災害対応や避難指示等の発令時期などを時系列で例示すると、表1-8-1のとおりである。

表 1-8-1 災害対応の流れ（例：台風）

気象等の状況	市の対応	市民等の行動
<p>〈台風の北上・雨の降り始め〉</p> <p>◇台風予報</p> <p>◇大雨・洪水注意報発表</p>	<p>○気象情報等の収集</p>	<p>○テレビ等による気象情報の確認</p>
<p>〈台風の接近・雨が強まる〉</p> <p>◇台風に関する気象庁記者会見</p> <p>◇大雨・洪水警報発表</p> <p>◇時間雨量 <u>30mm</u> 以上</p> <p>◇水防団待機水位到達</p> <p>◇気象庁土砂災害警戒判定 メッシュ情報黄色(注意)発表</p> <p>◇避難判断水位到達</p> <p>◇土砂災害警戒情報発表</p> <p>◇氾濫危険情報(氾濫危険水位)</p>	<p>○気象情報、水位等の収集・把握</p> <p>○排水機場等への職員配置</p> <p>○排水機場等の運転</p> <p>○道路冠水等被害状況の把握・対処</p> <p>○消防団への待機指示</p> <p>○学校施設等の休業の判断・指示</p> <p>○消防団の出動(巡視、水防活動)</p> <p>○避難場所開設の準備</p> <p>高齢者等避難</p> <p>○避難所の開設</p> <p>○避難者の受入れ</p>	<p>○市からの情報(道路冠水・学校施設休業状況・河川水位等)の確認</p> <p>○要配慮者の避難開始</p> <p>○避難の準備(要配慮者以外)</p>
<p>〈台風最接近・雨がさらに強まる〉</p>	<p>避難指示</p>	<p>○土砂災害の前兆現象を確認した場合は、市に連絡</p> <p>○避難の開始(要配慮者以外)</p>
<p>〈被害の発生又はそのおそれ〉</p> <p>◇記録的短時間大雨情報</p> <p>◇大雨等特別警報</p> <p>◇堤防天端水位到達・越水の危険</p> <p>◇被害の発生、拡大のおそれ</p> <p>◇市全域に被害拡大のおそれ</p>	<p>緊急安全確保</p> <p>○被害状況の把握、救出救助</p> <p>○関係機関との連絡調整</p> <p>○職員の増員</p> <p>○県へ自衛隊等派遣要請</p> <p>○被災者の支援</p>	<p>○避難の完了</p> <p>○少しでも浸水しにくい高い場所に緊急的に移動</p> <p>○崖から少しでも離れた部屋で待避</p> <p>○近隣の相対的に高く堅牢な建物等に緊急的に移動</p>

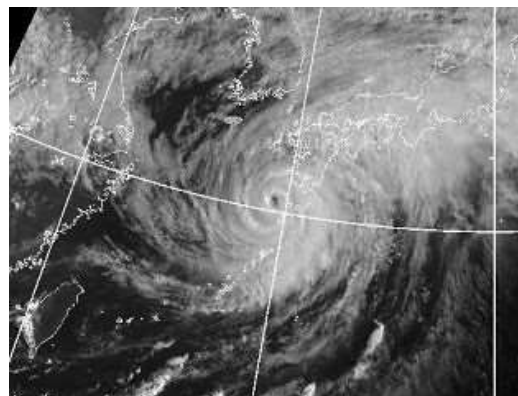
第2章 台 風

1 台風の特性（影響）

台風とは、熱帯の海上で発生した低気圧（熱帯低気圧）で、最大風速が秒速 17.2m 以上に発達したものをいい、その特性は次のとおりである。

(1) 風の特性

台風は巨大な空気の渦巻きとなっており、地上付近では上から見て反時計回りに強い風が吹き込んでいる。そのため、進行方向に向かって右の半円では、台風自身の風と台風を移動させる周りの風が同じ方向に吹くため風が強くなる。また、台風が接近してくる場合、進路によって風向きの変化が異なる。



(2) 雨の特性

台風は積乱雲が集まったもので、雨を広い範囲に長時間にわたって降らせる。また、日本付近に前線が停滞していると、台風から流れ込む暖かく湿った空気が前線の活動を活発化させ、大雨となることがある。

(3) 高潮

台風に伴う風が沖から海岸に向かって吹くと、海水が海岸に吹き寄せられて海面の上昇が起こる。また、台風の接近によって気圧が低くなると海面が持ち上がり（1hPa 低いと海面は約 1cm 上昇）、例えば、それまで 1000hPa だったところに中心気圧 950hPa の台風が来れば、中心付近では海面が約 50cm 高くなる。

(4) 高波

波には、風が強いほど、長く吹き続けるほど、吹く距離が長いほど高くなるという 3 つの発達条件があり、台風はこの 3 つの条件を満たしている。例えば、台風の中心付近では 10m を超える高波になることがある。

2 避難指示等発令の基準

毎年、全国各地で台風や前線を伴った低気圧が付近を通過することによって河川の氾濫や土砂災害が発生し、また、暴風、高潮、高波などによっても災害が発生している。

台風と水害、土砂災害とは密接な関係があるため、本マニュアルでは、台風が起因する河川の氾濫や土砂災害については、後述の第 3 章及び第 4 章に基づいて対処するものとし、ここでは、要配慮者の早期避難と市民等への注意喚起を目的とした「高齢者等避難」の発令を取り上げるものとする。

なお、高齢者等避難の発令基準は次のとおりとする。

①現に台風が接近し、市内に被害が発生する危険性がある場合

②市内が暴風域に入る時間帯が夜間から明け方に接近・通過することが予測される場合（夕刻時点で発令）

3 解除基準

河川の氾濫等の水害、土砂災害などが発生する危険がなく、台風の通過に伴って風雨が収まったことを確認できた段階で、高齢者等避難を解除する。

4 避難対象地区と避難場所

台風によって発生する災害は、河川の氾濫等の水害や土砂災害のほか、強風によるものも想定されることから、高齢者等避難の対象地域は原則として市内全域とし、指定避難所のうちの表2-4-1に示す拠点施設（11箇所）を開設するものとする。

なお、地域において自主的に公会堂等を開設し、避難者を受け入れている場合は、その状況等の把握に努める。

表2-4-1 拠点避難場所と避難対象地区

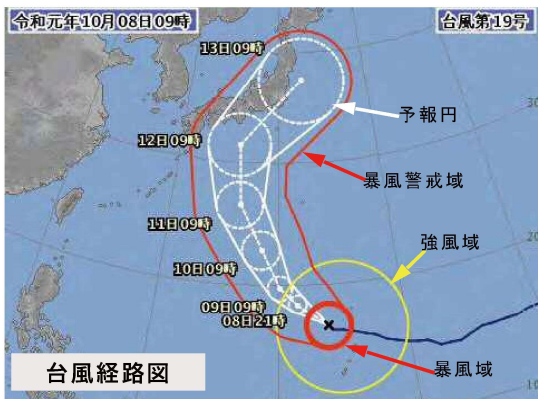
(令和2年4月1日現在)

番号	拠点避難場所	避難対象地区
1	見付交流センター	見付地区
2	ワークピア磐田	中泉地区、今之浦地区
3	向陽中学校	大藤地区、向笠地区、岩田地区
4	神明中学校	西貝地区、御厨地区、南御厨地区、田原地区
5	南部中学校	天竜地区、長野地区、於保地区
6	福田中央交流センター	福田中地区、福田西部地区、福田北地区
7	福田中学校	福田南地区
8	豊浜小学校	豊浜地区
9	竜洋中学校	竜洋地区
10	豊田南中学校	豊田地区
11	豊岡中学校	豊岡地区

台風の情報

気象庁は台風の発生が見込まれる24時間前から台風情報を発表します。

台風経路図、全般台風情報



予報円 (白い破線の円) 台風の入る確率が70%	強風域 (黄色い円) 15m/s以上の風の範囲
暴風警戒域 (赤線の囲み) 暴風域に入るおそれのある範囲	暴風域 (赤い円) 25m/s以上の風の範囲

台風の位置や強さなどの実況と12時間先、24時間先の予報を3時間ごとに発表し、さらに5日先までの24時間刻みの予報を6時間ごとに発表します。

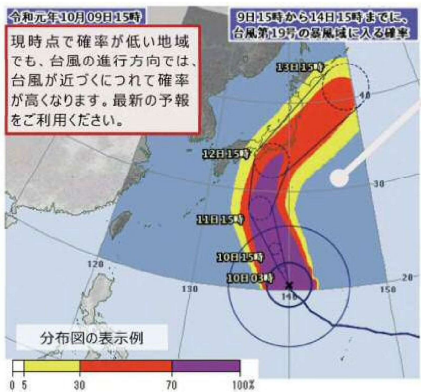
また、台風が日本に接近する場合などは、「全般台風情報」で台風の今後の見通しや防災にかかわる情報などを発表します。なお、熱帯低気圧の場合は標題が「発達する熱帯低気圧に関する情報」となります。

全般台風情報 ▼ 令和元年東日本台風(台風第19号)

令和元年 台風第19号に関する情報 第32号
令和元年10月10日17時25分 気象庁予報部発表

(見出し)
大型で猛烈な台風第19号の影響により、11日までは、東日本太平洋側から南西諸島にかけての広い範囲で猛烈なしけや大しけとなる見込みです。台風はその後、非常に強い勢力を保ったまま、12日午後から13日にかけて、紀伊半島から東日本にかなり接近または上陸し、東日本を中心とした広い範囲で

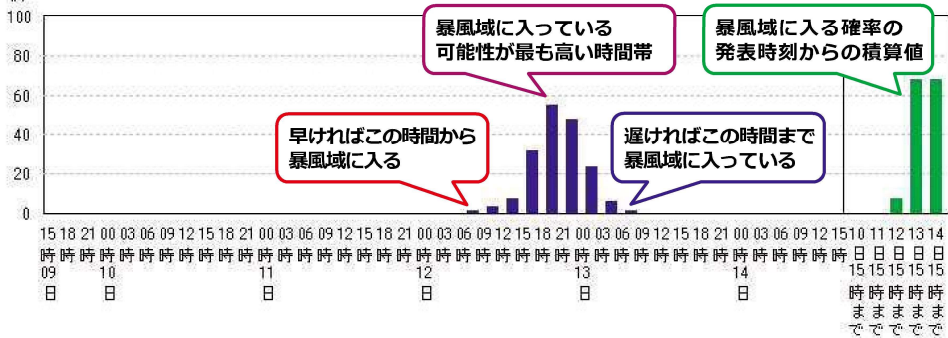
暴風域に入る確率



5日先までの暴風域（10分間平均風速で25m/s以上の風が吹いているか、吹く可能性がある範囲）に入る確率を分布図と地域ごとの時間変化のグラフで示して6時間ごとに発表します。

早ければ値が出はじめる時間帯から暴風域に入る可能性があります。値がピークの時間帯は、最も暴風域に入っている可能性が高い時間帯です。また、値が小さくなった時間帯でも、まだ暴風域に入っている可能性があることに注意が必要です。

時系列グラフでは、地域ごとの暴風域に入る時間帯を知ることができます。



雨の強さと降り方

(平成 12 年 8 月作成) (平成 14 年 1 月一部改正)

1 時間雨量 (mm)	雨の強さ (予報用語)	人の受ける イメージ	人への影響	屋内 (木造住宅を想定)	屋外の様子	車に乗っていて	災害発生状況
10~20	やや 強い雨	ザーザーと 降る。	地面からの跳ね返り で足元がぬれる。 	雨の音で話し声が 良く聞き取れない。 	地面一面に水たまりが できる。 		この程度の雨でも 長く続く時は注意 が必要。 
20~30	強い雨	どしゃ降り。	傘をさしていても ぬれる。 			ワイパーを速くしても 見づらい。 	側溝や下水、小さな川 があふれ、小規模の崖 崩れが始まる。 
30~50	激しい雨	バケツを ひっくり返した ように降る。		寝ている人の半数く らいが雨に気がつく。 	道路が川のようになる。 	高速走行時、車輪と路 面の間に水膜が生じブ レーキが効かなくなる。 (ハイドロプレーニン グ現象) 	山崩れ・崖崩れが起き やすくなり危険地帯で は避難の準備が必要。 都市では下水管から雨 水があふれる。 
50~80	非常に 激しい雨	滝のように降る。 (ゴーゴーと降り 続く)	傘は全く役に立たなく なる。 		水しぶきであたり一面 が白っぽくなり、視界 が悪くなる。 	車の運転は危険。 	都市部では地下室や地 下街に雨水が流れ込む 場合がある。マンホー ルから水が噴出する。 土石流が起こりやすい。 多くの災害が発生する。 
80~	猛烈な雨	息苦しくなる ような圧迫感 がある。恐怖 を感じる。					雨による大規模な災害 の発生するおそれが強 く、嚴重な警戒が必要。 

(注 1) 表はこの強さの雨が 1 時間降り続いたと仮定した場合の目安を示しています。この表を使用される際は、以下の点にご注意ください。
 1 表に示した雨量が同じであっても、降り始めからの総雨量の違いや、地形や地質等の違いによって被害の様子は異なることがあります。
 この表ではある雨量が観測された際に通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
 2 この表は主に近年発生した被害の事例から作成したものです。今後新しい事例が得られたり、表現など実状と合わなくなった場合には内容を変更することがあります。
 (注 2) 「強い雨」や「激しい雨」以上の雨が降ると予想される時は、大雨注意報や大雨警報を発表して注意や警戒を呼びかけます。なお、注意報や警報の基準は地域によって異なります。
 (注 3) 猛烈な雨を観測した場合、「記録的短時間大雨情報」が発表されることがあります。なお、情報の基準は地域によって異なります。

風の強さと吹き方

(平成 12 年 8 月作成) (平成 14 年 1 月一部改正)
(平成 19 年 4 月一部改正) (平成 25 年 3 月一部改正)

平均風速 (m/s) おおよその時速	風の強さ (予報用語)	速さの目安	人への影響	屋外・樹木の様子	走行中の車	建造物	おおよその 瞬間風速(m/s)
10~15 ~約50km/h	やや強い風	一般道路の自動車	風に向かって歩きにくくなる。傘がさせない。 	樹木全体が揺れ始める。電線が揺れ始める。 	道路の吹流しの角度が水平になり、高速運転中では横風に流される感覚を受ける。 	樋(とい)が揺れ始める。 	20
15~20 ~約70km/h	強い風	高速道路の自動車	風に向かって歩けなくなり、転倒する人も出る。高所での作業はきわめて危険。 	電線が鳴り始める。看板やトタン板が外れ始める。 	高速運転中では、横風に流される感覚が大きくなる。 	屋根瓦・屋根葺材がはがれるものがある。雨戸やシャッターが揺れる。 	
20~25 ~約90km/h	非常に強い風		高速道路の自動車	何かにつかまっていなくて立ってられない。飛来物によって負傷するおそれがある。 	細い木の幹が折れたり、根の張っていない木が倒れ始める。看板が落下・飛散する。道路標識が傾く。 	通常で速度で運転するのが困難になる。 	屋根瓦・屋根葺材が飛散するものがある。固定されていないプレハブ小屋が移動、転倒する。ビニールハウスのフィルム(被覆材)が広範囲に破れる。 
25~30 ~約110km/h		30~35 ~約125km/h		特急電車	屋外での行動は極めて危険。 	多くの樹木が倒れる。電柱や街灯で倒れるものがある。ブロック壁で倒壊するものがある。 	走行中のトラックが横転する。 
35~40 ~約140km/h	40~ 約140km/h~		特急電車				
40~ 約140km/h~		特急電車		屋外での行動は極めて危険。 	多くの樹木が倒れる。電柱や街灯で倒れるものがある。ブロック壁で倒壊するものがある。 	走行中のトラックが横転する。 	住家で倒壊するものがある。鉄骨構造物で変形するものがある。 

(注1) 平均風速は10分間の平均、瞬間風速は3秒間の平均です。風の吹き方は絶えず強弱の変動があり、瞬間風速は平均風速の1.5倍程度になることが多いですが、大気の状態が不安定な場合等は3倍以上になることがあります。
(注2) この表を使用される際は、以下の点にご注意ください。
1 風速は地形や廻りの建物などに影響されますので、その場所での風速は近くにある観測所の値と大きく異なる場合があります。
2 風速が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や風の吹き方によって被害が異なる場合があります。この表では、ある風速が観測された際に、通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
3 人や物への影響は日本風工学会の「瞬間風速と人や街の様子との関係」を参考に作成しています。今後、表現など実状と合わなくなった場合には内容を変更することがあります。

第3章 水 害

1 避難指示等発令の対象となる水害

水害とは、水によって引き起こされる災害のことで、その要因となる氾濫には、外水氾濫と内水氾濫がある。

「外水氾濫」・・・堤防の有する河川では、水位上昇によって堤防が破堤し、一般に泥土を多量に含んだ相当量の氾濫水が速いスピードで流れ出すなど、浸水の深さや浸水域が一気に増加する現象をいう。

「内水氾濫」・・・河川の水位上昇により、これに合流する小河川や水路の排水ができなくなった場合や降水量に対して小河川などの処理能力が追いつかない場合に発生する現象をいう。

本マニュアルで避難指示等発令の対象となる水害は、河川の洪水による「外水氾濫」とする。なお、「内水氾濫」による水害時の避難指示等の発令については、降雨量や風などの現況、今後の気象予測等に基づき適宜判断するものとする。浸水深が浅い場合や短時間で局地的な大雨の場合は、下水道や側溝があふれ、浸水することもあるが、局所的に浸水している箇所に近づかなければ、命を脅かす危険性はなく、屋内での安全確保措置が適切な避難行動となる。

2 避難指示等発令の対象河川

避難指示等発令の対象とする河川は、洪水予報河川と水位周知河川とする。

それ以外の河川は、その規模から、仮に溢水したとしても氾濫した水の流れによって家屋が流失する可能性は極めて小さく、また、避難のために浸水している場所を移動することは、むしろ危険な場合が多いことから、浸水被害が発生した場合であっても屋内安全確保措置を原則とし、基本的に避難指示等は発令しないことから対象外とする。

【参考】

1 洪水予報河川とは

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う。

磐田市では、天竜川、太田川、原野谷川が該当する。

2 水位周知河川とは

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。

磐田市では、敷地川、仿僧川、今ノ浦川、宇刈川が該当する。

3 対象河川の基準水位

洪水予報河川と水位周知河川では、河川ごとに避難行動の判断の目安とする水位が定められている。水位観測所ごとの基準水位は、表3-3-1のとおりである。

表3-3-1 観測所ごとの基準水位（単位：m）

区分	河川名	水位観測所名	水防団待機水位	【レベル2】 氾濫注意水位	【レベル3】 避難判断水位	【レベル4】 氾濫危険水位
洪水予報河川	天竜川 (下流)	鹿島 (浜松市天竜区)	2.20	3.50	5.60	6.00
		中ノ町 (浜松市東区)	0.60	1.60	3.10	3.40
	太田川	新貝	3.00	3.50	4.30	4.60
	原野谷川	山名 (袋井市袋井)	5.00	5.70	6.50	7.00
水位周知河川	敷地川	笠梅橋	3.90	4.40	5.40	5.84
	仿僧川	鮫島橋	2.00	2.50	3.20	3.40
	今ノ浦川	今之浦橋	2.00	2.50	3.20	3.60
	宇刈川	横手橋 (袋井市久能)	1.80	2.70	2.80	3.20

【参考：基準水位】

- ・ 氾濫注意水位：水防団の出動の目安となる水位
- ・ 避難判断水位：洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。高齢者等避難の発令の判断をする目安となる水位
- ・ 氾濫危険水位：洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。水位が急激に上昇し、3時間以内に、氾濫する可能性のある水位に到達する見通しとなった場合は、予測に基づいて氾濫危険情報を発表され、避難指示の発令判断をする目安となる水位

【参考：水位等の情報提供】

- 国土交通省
川の防災情報 <http://www.river.go.jp> 【携帯版】 <http://i.river.go.jp/>
- 静岡県
SIPOS-RADAR <http://sipos.pret.shizuoka.jp/>

4 避難指示等発令の基準

避難指示等の発令については、河川ごとに以下の基準を基に、今後の気象予測や河川の巡視等からの報告、気象庁の潮位に関する情報に注意し、総合的に判断する。国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所や静岡県袋井土木事務所等、関係機関からの情報や助言等も参考にする。

(1)洪水予報河川

河川名	【警戒レベル3】 高齢者等避難	【警戒レベル4】 避難指示	【警戒レベル5】 緊急安全確保
天竜川	<ul style="list-style-type: none"> ①氾濫警戒情報が発表され、さらに河川の水位の上昇が見込まれる場合 ②浜松市鹿島観測所の水位が5.6m(避難判断水位)、又は浜松市中ノ町観測所の水位が3.1m(避難判断水位)を観測し、さらに水位の上昇が見込まれる場合 ③高齢者等避難の発令が必要となるような強い雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) ④堤防において漏水や浸食等が発見された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ①氾濫危険情報が発表され、さらに河川の水位の上昇が見込まれる場合 ②浜松市鹿島観測所の水位が6.0m(氾濫危険水位)、又は浜松市中ノ町観測所の水位が3.4m(氾濫危険水位)を観測し、さらに水位の上昇が見込まれる場合 ③堤防に異常な漏水や侵食等が発見された場合 	<p>(災害が切迫)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①浜松市鹿島観測所の水位が6.0m(氾濫危険水位)、又は浜松市中ノ町観測所の水位が3.4m(氾濫危険水位)を超えて、水位が堤防天端高に到達し越水のおそれが高まった場合 ②堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 <p>(災害発生を確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 ②「氾濫発生情報」が発表された場合
太田川	<ul style="list-style-type: none"> ①氾濫警戒情報が発令され、さらに河川の水位の上昇が見込まれる場合 ②磐田市新貝観測所の水位が4.3m(避難判断水位)を観測し、さらに水位の上昇が見込まれる場合 ③高齢者等避難の発令が必要となるような強い雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) ④堤防において漏水や浸食等が発見された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ①氾濫危険情報が発令され、さらに河川の水位の上昇が見込まれる場合 ②磐田市新貝観測所の水位が4.6m(氾濫危険水位)を観測し、さらに水位の上昇が見込まれる場合 ③堤防に異常な漏水や侵食等が発見された場合 	<p>(災害が切迫)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①磐田市新貝観測所の水位が4.6m(氾濫危険水位)を超えて、水位が堤防天端高に到達し越水のおそれが高まった場合 ②堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 <p>(災害発生を確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 ②「氾濫発生情報」が発表された場合
原野谷川	<ul style="list-style-type: none"> ①氾濫警戒情報が発令され、さらに河川の水位の上昇が見込まれた場合 ②袋井市山名観測所の水位が6.5m(避難判断水位)を観測し、さらに水位の上昇が見込まれる場合 ③高齢者等避難の発令が必要となる 	<ul style="list-style-type: none"> ①氾濫危険情報が発令され、さらに河川の水位の上昇が見込まれる場合 ②袋井市山名観測所の水位が7.0m(氾濫危険水位)を観測し、さらに水位の上昇が見込まれる場合 ③堤防に異常な漏水や侵食等が発見 	<p>(災害が切迫)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①袋井市山名観測所の水位が7.0m(氾濫危険水位)を超えて、水位が堤防天端高に到達し越水のおそれが高まった場合 ②堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀

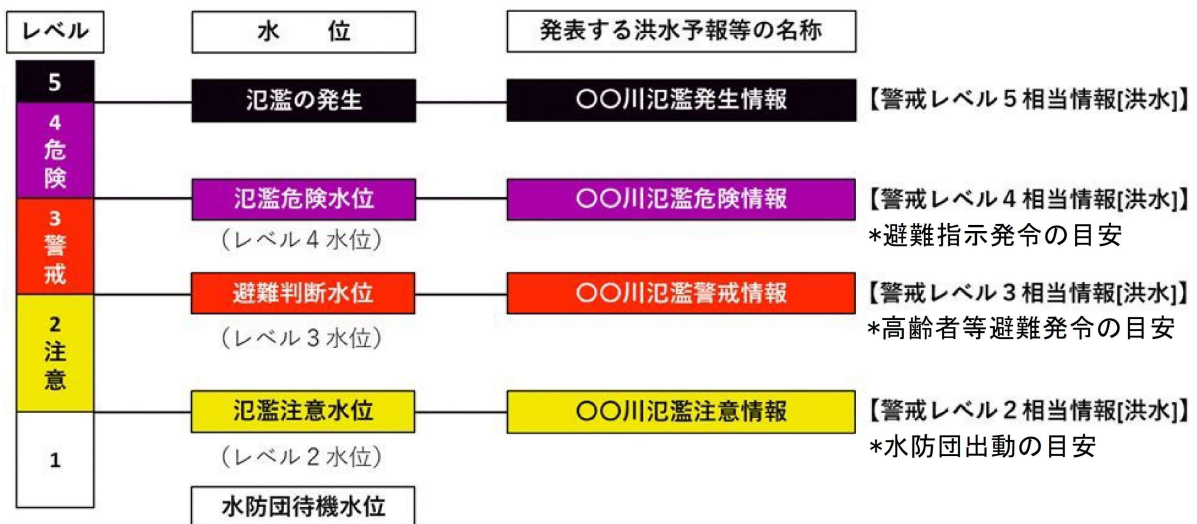
	<p>ような強い雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>④堤防において漏水や浸食等が発見された場合</p>	<p>された場合</p>	<p>裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>（災害発生を確認）</p> <p>①堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合</p> <p>②「氾濫発生情報」が発表された場合</p>
--	---	--------------	--

(2)水位周知河川

河川名	【警戒レベル3】 高齢者等避難	【警戒レベル4】 避難指示	【警戒レベル5】 緊急安全確保
敷地川	<p>①磐田市笠梅橋観測所の水位が 5.40m（避難判断水位）を観測し、さらに水位の上昇が見込まれる場合</p> <p>②堤防に軽微な漏水や浸食等が発見された場合</p> <p>③高齢者等避難の発令が必要となるような強い雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p>	<p>①氾濫危険水位（特別警戒水位）到達情報が発表され、さらに水位の上昇が見込まれる場合</p> <p>②磐田市笠梅橋観測所の水位が 5.84m（氾濫危険水位）を観測し、さらに水位の上昇が見込まれる場合</p> <p>③堤防に異常な漏水や浸食等が発見された場合</p>	<p>（災害が切迫）</p> <p>①磐田市笠梅橋観測所の水位が 5.84m（氾濫危険水位）を超えて、水位が堤防天端高に到達し越水のおそれが高まった場合</p> <p>②堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>（災害発生を確認）</p> <p>①堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合</p> <p>②「氾濫発生情報」が発表された場合</p>
仿僧川	<p>①磐田市鮫島橋観測所の水位が 3.20m（避難判断水位）を観測し、さらに水位の上昇が見込まれる場合</p> <p>②堤防に軽微な漏水や浸食等が発見された場合</p> <p>③高齢者等避難の発令が必要となるような強い雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p>	<p>①氾濫危険水位（特別警戒水位）到達情報が発表され、さらに水位の上昇が見込まれる場合</p> <p>②磐田市鮫島橋観測所の水位が 3.40m（氾濫危険水位）を観測し、さらに水位の上昇が見込まれる場合</p> <p>③堤防に異常な漏水や浸食等が発見された場合</p>	<p>（災害が切迫）</p> <p>①磐田市鮫島橋観測所の水位が 3.40m（氾濫危険水位）を超えて、水位が堤防天端高に到達し越水のおそれが高まった場合</p> <p>②堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>（災害発生を確認）</p> <p>①堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合</p> <p>②「氾濫発生情報」が発表された場合</p>
今ノ浦川	<p>①磐田市今之浦橋観測所の水位が 3.20m（避難判断水位）を観測し、さらに水位の上昇が見込まれる場合</p> <p>②堤防に軽微な漏水や浸食等が発見</p>	<p>①氾濫危険水位（特別警戒水位）到達情報が発表され、さらに水位の上昇が見込まれる場合</p> <p>②磐田市今之浦橋観測所の水位が</p>	<p>（災害が切迫）</p> <p>①磐田市今之浦橋観測所の水位が 3.60m（氾濫危険水位）を超えて、水位が堤防天端高に到達し越水のおそ</p>

	<p>された場合</p> <p>③高齢者等避難の発令が必要となるような強い雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p>	<p>3.60m（氾濫危険水位）を観測し、さらに水位の上昇が見込まれる場合</p> <p>③堤防に異常な漏水や浸食等が発見された場合</p>	<p>れが高まった場合</p> <p>②堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>（災害発生を確認）</p> <p>①堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合</p> <p>②「氾濫発生情報」が発表された場合</p>
宇刈川	<p>①袋井市横手橋観測所の水位が 2.80m（避難判断水位）を観測し、さらに水位の上昇が見込まれる場合</p> <p>②堤防に軽微な漏水や浸食等が発見された場合</p> <p>③高齢者等避難の発令が必要となるような強い雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p>	<p>①氾濫危険水位（特別警戒水位）到達情報が発表され、さらに水位の上昇が見込まれる場合</p> <p>②袋井市横手橋観測所の水位が 3.20m（氾濫危険水位）を観測し、さらに水位の上昇が見込まれる場合</p> <p>③堤防に異常な漏水や浸食等が発見された場合</p>	<p>（災害が切迫）</p> <p>①袋井市横手橋観測所の水位が 3.20m（氾濫危険水位）を超えて、水位が堤防天端高に到達し越水のおそれが高まった場合</p> <p>②堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>（災害発生を確認）</p> <p>①堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合</p> <p>②「氾濫発生情報」が発表された場合</p>

5 河川水位情報と避難情報



6 解除基準

(1) 避難指示の発令後

水位が氾濫危険水位を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除する。また、堤防決壊等による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫のおそれなくなった段階を基本として解除する。

(2) 高齢者等避難の発令後で氾濫危険水位に達していない場合

水位が避難判断水位を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除する。

7 避難対象地区と避難場所

対象河川ごとの避難対象地区（町丁目）、避難場所は、表3-6-1及び表3-6-2のとおりである。

表3-6-1 避難対象地区（洪水時）

①天竜川

地 区		避難対象地区(自治会)
磐田	見 付	東坂町、住吉町、権現町、宿町、地脇町、中川町、新通町、清水町、天王町、馬場町、元倉町、西坂町、一番町、河原町、加茂川通
	今之浦	今之浦(一丁目～五丁目)
	中 泉	中央町、西町、田町、石原町、栄町、御殿、大泉町、二之宮(浅間通、一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、中通、宮本)、烏之瀬町
	天 竜	天龍、豊島、北島、千手堂、万正寺、中野、上大之郷、下岡田、上岡田、中野団地
	西 貝	西貝塚、西之島、上南田、安久路、城之崎(一丁目、二丁目)
	御 厨	鎌田(鍬影、坊中、長江)、新貝、東貝塚、稗原
	南御厨	東脇、新出、和口、東新屋、大立野、東新町、東新町県営住宅、東新町公団住宅、東新町一丁目
	長 野	鮫島、小島、野箱、白拍子、草崎、前野、新島、長須賀、刑部島
	岩 田	寺谷新田、寺谷塚上、寺谷塚下、匂坂上、匂坂中上、匂坂中下、匂坂新
	於 保	大和田、上大原、中大原、下大之郷、川成、浜部
福田	中	1番組、2番組、3番組、4番組、5番組、6の1番組、6の2番組、6の3番組、8番組、9の1番組、9の2番組、10の1番組、10の2番組、10の3番組、11番組、12番組、13番組、14番組、14番北組、昭和組、下太、本田東、本田中、本田西、新田東、新田中、新田西
	南	7番組、15番組、石田組、中島新町
	西 部	塩新田、一色、清庵新田、太郎馬新田、南田、長池、大原、大原新町
	北 部	五十子、南島、蛭池、東小島
竜洋	西	掛塚(本町、砂町、中町、田町、大当町、横町、新町、蟹町、東町)、十郎島、白羽、川袋、野崎、豊岡(西堀、敷地、内名、吹上、江口、金洗、ビレッジハウス竜洋、豊岡団地)
	東	駒場、岡、西平松、中平松、飛平松、東平松、海老島、竜洋稗原、大中瀬、小中瀬
	北	竜洋中島、宮本、高木、松本、堀之内、平間、あおば、ニュータウン
豊田	富 岡	富里、匂坂中之郷、七蔵新田、匂坂下、中野戸、気賀西、気賀東、加茂東、加茂西、加茂川原
	池 田	池田(池田上、池田藤美、池田中、池田南)
	井 通	上新屋、小立野、上万能、弥藤太島、森岡、一言里、豊田西之島、源平新田、長森、森下
	青 城	中田、気子島、宮之一色、海老塚、下万能、立野、ジェイハイム豊田立野、ベルメゾン豊田、森本、赤池、下本郷、上本郷、ジェイハイム豊田本郷
豊岡	北	上野部(神田、栗下、本村、太郎馬、田川、ビレッジハウス上野部)、下野部(川原)、合代島(合代島下)、新開
	南	上神増、壺貫地、神増、惣兵衛、平松、掛下、松之木島上、松之木島下、三家、下神増、中野東川原

②太田川

地 区		避難対象地区(自治会)
磐田	中 泉	西町、田町、石原町、栄町、御殿、大泉町、二之宮(三丁目、四丁目、中通、宮本)
	天 竜	豊島、千手堂、万正寺、中野、上大之郷、下岡田、上岡田、中野団地
	西 貝	西貝塚、西之島、上南田
	向 笠	笠梅、向笠新屋、向笠竹之内、向笠西、篠原、岩井
	御 厨	鎌田(鍬影、坊中、長江)、新貝、東貝塚、稗原
	南御厨	東脇、新出、和口、東新屋、大立野、東新町、東新町県営住宅、東新町公団住宅、東新町一丁目
	長 野	鮫島、小島
	田 原	玉越、三ヶ野、西島、明ヶ島
	於 保	大和田、上大原、中大原、下大之郷、川成、浜部
福田	中	1番組、2番組、3番組、4番組、5番組、6の1番組、6の2番組、6の3番組、8番組、9の1番組、9の2番組、10の1番組、10の2番組、10の3番組、11番組、12番組、13番組、14番組、14番北組、昭和組、下太、本田東、本田中、本田西、新田東、新田中、新田西
	南	7番組、15番組、石田組、中島新町
	西 部	塩新田、一色、清庵新田、太郎馬新田、南田、長池、大原、大原新町
	北 部	五十子、南島、蛭池、東小島
	豊 浜	豊浜中野、豊浜(小島方、大島、雁代)
竜洋	東	東平松、竜洋稗原、大中瀬、小中瀬

③原野谷川

地 区		避難対象地区(自治会)
磐田	御 厨	新貝、稗原 *太田川左岸の地域に限る。
	田 原	玉越、三ヶ野、西島、明ヶ島 *太田川左岸の地域に限る。
福田	豊 浜	豊浜中野、豊浜(小島方、大島、雁代)

④敷地川

地 区		避難対象地区(自治会)
磐田	中 泉	二之宮四丁目
	西 貝	西貝塚、西之島、上南田
	向 笠	笠梅、向笠新屋、向笠竹之内、向笠西、篠原、岩井
	御 厨	鎌田(歙影、長江)、新貝、東貝塚、稗原 *太田川右岸の地域に限る。
	南御厨	東脇、新出、和口、東新屋、大立野、東新町、東新町県営住宅、東新町公団住宅、東新町一丁目
	田 原	三ヶ野、明ヶ島 *太田川右岸の地域に限る。
福田	中	1番組、2番組、3番組、4番組、5番組、6の1番組、6の2番組、6の3番組、8番組、9の1番組、9の2番組、10の1番組、10の2番組、10の3番組、11番組、12番組、13番組、14番組、14番北組、昭和組、下太、本田東、本田中、本田西、新田東、新田中、新田西
	北 部	五十子、南島、蛭池、東小島
豊岡	東	敷南区、敷上区

⑤仿僧川

地 区		避難対象地区(自治会)
磐田	中 泉	石原町、栄町、御殿、大泉町、二之宮(三丁目、四丁目、中通、宮本)
	天 竜	大龍、豊島、北島、千手堂、方正寺、中野、上大之郷、下岡田、上岡田、中野団地
	長 野	鮫島、小島、野箱、白拍子、草崎、前野、新島、長須賀、刑部島
	於 保	大和田、上大原、中大原、下大之郷、川成、浜部
福田	中	1番組、2番組、3番組、4番組、5番組、6の1番組、6の2番組、6の3番組、8番組、9の1番組、9の2番組、10の1番組、10の2番組、10の3番組、11番組、12番組、13番組、14番組、14番北組、昭和組、下太、本田東、本田中、本田西、新田東、新田中、新田西
	南	7番組、15番組、石田組、中島新町
	西 部	塩新田、一色、清庵新田、太郎馬新田、南田、長池、大原、大原新町
	北 部	五十子、南島、東小島
竜洋	西	掛塚(本町、横町、新町、蟹町、東町)、豊岡(金洗)
	東	駒場、岡、西平松、中平松、飛平松、東平松、海老島、竜洋稗原、大中瀬、小中瀬
	北	竜洋中島、宮本、高木、堀之内、平間、あおぼ
豊田	井 通	一言里
	青 城	中田、気子島、宮之一色、海老塚、下万能、立野、ジェイハイム豊田立野、ベルメゾン豊田、森本、赤池、下本郷、上本郷、ジェイハイム豊田本郷

⑥今ノ浦川

地 区		避難対象地区(自治会)
磐田	見 付	東坂町、住吉町、権現町、宿町、地脇町、中川町、新通町、清水町、天王町、元倉町、一番町、加茂川通
	今之浦	今之浦(一丁目~五丁目)
	中 泉	中央町、西町、田町、石原町、柴町、御殿、大泉町、二之宮(浅間通、三丁目、四丁目、中通、宮本)、鳥之瀬町
	天 竜	豊島、千手堂、万正寺、中野、上大之郷、下岡田、上岡田、中野団地
	西 貝	西貝塚、西之島、上南田、安久路、城之崎(一丁目、二丁目)
	御 厨	鎌田(鍬影、長江)、東貝塚、稗原
	南御厨	東脇、新出、和口、東新屋、大立野、東新町、東新町県営住宅、東新町公団住宅、東新町一丁目
	長 野	鮫島
於 保	大和田、上大原、中大原、下大之郷、川成、浜部	
福田	中	1番組、2番組、3番組、4番組、5番組、6の1番組、6の2番組、6の3番組、8番組、9の1番組、9の2番組、10の1番組、10の2番組、10の3番組、11番組、12番組、13番組、14番組、14番北組、昭和組、下太、本田東、本田中、本田西、新田東、新田中、新田西
	西 部	塩新田、一色、清庵新田、太郎馬新田、南田、長池、大原、大原新町
	北 部	五十子、南島、蛭池、東小島

⑦宇刈川

地 区		避難対象地区(自治会)
磐田	御 厨	新貝、稗原 *太田川左岸の地域に限る。
	田 原	玉越、三ヶ野、西島、明ヶ島 *太田川左岸の地域に限る。

【参考】洪水浸水想定区域（住所町名）

地区名	浸水想定区域(住所町名)	天竜川	太田川	原野谷川	敷地川	仿僧川	今ノ浦川	宇刈川	
磐田地区 その1	ア 安久路	○	—	—	—	—	○	—	
		新島	○	—	—	—	○	—	
	イ 今之浦	○	—	—	—	—	○	—	
		岩井	—	○	—	○	—	—	
	オ 大泉町	○	○	—	—	—	○	○	
		大久保							
		大立野	○	○	—	○	—	○	
		大原	○	○	—	—	○	○	
	カ 笠梅	—	○	—	○	—	—	—	
		鎌田	○	○	—	○	—	○	
		上大之郷	○	○	—	—	○	○	
		上岡田	○	○	—	—	○	○	
		上南田	○	○	—	○	—	○	
	キ 北島	○	—	—	—	—	○	—	
		城之崎(1丁目、2丁目)	○	—	—	—	—	○	
		刑部島	○	—	—	—	○	—	
	ク 草崎	○	—	—	—	○	—		
	コ 国府台								
		小島	○	○	—	—	○	—	
	サ 匂坂上	○	—	—	—	—	—	—	
		匂坂新	○	—	—	—	—	—	
		匂坂中	○	—	—	—	—	—	
		鮫島	○	○	—	—	○	○	
	シ 篠原	—	○	—	○	—	—	—	
		下大之郷	○	○	—	—	○	○	
		下岡田	○	○	—	—	○	○	
		白拍子	○	—	—	—	○	—	
		新貝	○	○	○	○	—	—	
		真光寺	○	—	—	—	○	—	
		新出	○	○	—	○	—	○	
	セ 千手堂	○	○	—	—	○	○		
	タ 玉越	—	○	○	—	—	—		
	テ 寺谷	○	—	—	—	—	—	—	
		寺谷新田	○	—	—	—	—	—	
		天龍	○	—	—	—	○	—	
	ト 東新町	○	○	—	○	—	○	—	
		豊島	○	○	—	—	○	○	
		鳥之瀬	○	—	—	—	—	○	
	ナ 中泉	※右欄に掲げる町以外のところは洪水浸水想定区域外	石原町	○	○	—	—	○	○
			御殿	○	○	—	—	○	○
			栄町	○	○	—	—	○	○
			田町	○	○	—	—	—	○
			中央町	○	—	—	—	—	○
		西町	○	○	—	—	—	○	
		長須賀	○	—	—	—	○	—	
		中野	○	○	—	—	○	○	
	ニ 西貝塚	○	○	—	○	—	○	—	
		西島	—	○	○	—	—	—	
		西之島	○	○	—	○	—	○	
		二之宮	○	○	—	○	○	○	
二之宮浅間		○	—	—	—	—	○		
二之宮東		○	—	—	—	—	○		

*表中の網掛けの地区は、洪水による浸水が想定されていないことを示す。

地区名	洪水浸水想定区域(住所)	天竜川	太田川	原野谷川	敷地川	仿僧川	今ノ浦川	宇刈川		
磐田地区 その2	ノ 野箱	○	—	—	—	○	—	—		
	ハ 浜部	○	○	—	—	○	○	—		
	ヒ	稗原	○	○	○	○	—	○	○	
		東新屋	○	○	—	○	—	○	—	
		東貝塚	○	○	—	○	—	○	—	
		東山								
		東脇	○	○	—	○	—	○	—	
		彦島	—	○	○	—	—	—	○	
		平松掛下入作								
		フ	藤上原							
	富士見台									
	富士見町									
	マ	前野	○	—	—	—	○	—	—	
		万正寺	○	○	—	—	○	○	—	
	ミ	三ヶ野	—	○	○	○	—	—	○	
		三ヶ野台								
		水堀								
		見付	一番町	○	—	—	—	—	○	—
			加茂川通	○	—	—	—	—	○	—
			河原町	○	—	—	—	—	—	—
			権現町	○	—	—	—	—	○	—
			清水町	○	—	—	—	—	○	—
			宿町	○	—	—	—	—	○	—
			地脇町	○	—	—	—	—	○	—
			新通町	○	—	—	—	—	○	—
			住吉町	○	—	—	—	—	○	—
			中川町	○	—	—	—	—	○	—
			西坂町	○	—	—	—	—	—	—
			天王町	○	—	—	—	—	○	—
			馬場町	○	—	—	—	—	—	—
			東坂町	○	—	—	—	—	○	—
	元倉町	○	—	—	—	—	○	—		
	緑ヶ丘									
	明ヶ島	—	○	○	○	—	—	○		
	明ヶ島原									
	ム	向笠新屋	—	○	—	○	—	—	—	
		向笠竹之内	—	○	—	○	—	—	—	
向笠西		—	○	—	○	—	—	—		
モ	元天神町									
ワ	和口	○	○	—	○	—	○	—		

*表中の網掛けの地区は、洪水による浸水が想定されていないことを示す。

地区名	洪水浸水想定区域(住所)	天竜川	太田川	原野谷川	敷地川	仿僧川	今ノ浦川	宇刈川	
福田地区	イ	五十子	○	○	—	○	○	—	
		一色	○	○	—	—	○	○	
	ウ	宇兵衛新田	○	○	—	—	○	○	
	オ	大原	○	○	—	—	○	○	
	シ	塩新田	○	○	—	—	○	○	
		下太	○	○	—	○	○	○	
	セ	清庵新田	○	○	—	—	○	○	
	タ	太郎馬新田	○	○	—	—	○	○	
	ト	豊浜	—	○	○	—	—	—	
		豊浜中野	—	○	○	—	—	—	
	ヒ	東小島	○	○	—	○	○	○	
		蛭池	○	○	—	○	—	○	
	フ	福田	仿僧川北	○	○	—	○	○	
			仿僧川南	○	○	—	—	○	
		福田中島	仿僧川北	○	○	—	○	○	
			仿僧川南	○	○	—	—	○	
	ミ	南島	○	○	—	○	○	○	
		南田	○	○	—	—	○	○	
		南田伊兵衛新田	○	○	—	—	○	○	
	竜洋地区	ウ	請負新田	○	○	—	—	○	—
エ		海老島	○	—	—	—	○	—	
オ		大中瀬	○	○	—	—	○	—	
		岡	○	—	—	—	○	—	
カ		掛塚	蟹町	○	—	—	—	○	—
			新町	○	—	—	—	○	—
		※右欄に掲げる町以外のところは洪水浸水想定外	砂町	○	—	—	—	—	—
			田町	○	—	—	—	—	—
			大当町	○	—	—	—	—	—
			中町	○	—	—	—	—	—
			東町	○	—	—	—	○	—
			本町	○	—	—	—	○	—
横町		○	—	—	—	○	—		
川袋		○	—	—	—	—	—		
コ		小中瀬	○	○	—	—	○	—	
		駒場	○	—	—	—	○	—	
シ		十郎島	○	—	—	—	—	—	
		白羽	○	—	—	—	—	—	
ス		須恵新田	○	○	—	—	○	—	
タ		高木	○	—	—	—	○	—	
ト		飛平松	○	—	—	—	○	—	
		豊岡	金洗	○	—	—	—	○	
			その他	○	—	—	—	—	
ナ		中平松	○	—	—	—	○	—	
ニ		西平松	○	—	—	—	○	—	
ハ		浜新田	○	○	—	—	○	—	
ヒ		東平松	○	○	—	—	○	—	
		平間	○	—	—	—	○	—	
ホ		堀之内	○	—	—	—	○	—	
マ		松本	○	—	—	—	—	—	
ミ		南平松	○	○	—	—	○	—	
		宮本	○	—	—	—	○	—	
リ		竜洋中島	○	—	—	—	○	—	
		竜洋稗原	○	○	—	—	○	—	

地区名	洪水浸水想定区域(住所)	天竜川	太田川	原野谷川	敷地川	傍僧川	今ノ浦川	宇刈川	
豊田地区	ア 赤池	○	—	—	—	○	—	—	
	イ 池田	○	—	—	—	—	—	—	
	エ 海老塚	○	—	—	—	○	—	—	
	カ	上新屋	○	—	—	—	—	—	—
		上本郷	○	—	—	—	○	—	—
		上万能	○	—	—	—	—	—	—
		加茂	○	—	—	—	—	—	—
	ケ	気子島	○	—	—	—	○	—	—
		源平新田	○	—	—	—	—	—	—
	コ 小立野	○	—	—	—	—	—	—	
	サ 笹原島	○	—	—	—	○	—	—	
	シ	下本郷	○	—	—	—	○	—	—
		下万能	○	—	—	—	○	—	—
	タ	高見丘							
		立野	○	—	—	—	○	—	—
	ト	東名	○	—	—	—	—	—	—
		富丘							
		富里	○	—	—	—	—	—	—
		豊田	○	—	—	—	—	—	—
		豊田西之島	○	—	—	—	—	—	—
	ナ	中田	○	—	—	—	○	—	—
		長森	○	—	—	—	—	—	—
	ヒ	東原							
		一言	○	—	—	—	○	—	—
	ミ 宮之一色	○	—	—	—	○	—	—	
	モ	森岡	○	—	—	—	—	—	—
		森下	○	—	—	—	—	—	—
		森本	○	—	—	—	○	—	—
	ヤ 弥藤太島	○	—	—	—	—	—	—	
	豊岡地区	イ 家田	—	—	—	○	—	—	—
壱貫地			○	—	—	—	—	—	
岩室									
オ		大平							
		大当所	—	—	—	○	—	—	—
カ		掛下	○	—	—	—	—	—	—
		上神増	○	—	—	—	—	—	—
		上野部	○	—	—	—	—	—	—
		神増	○	—	—	—	—	—	—
コ 合代島(合代島下)		○	—	—	—	—	—	—	
シ		敷地	—	—	—	○	—	—	—
		下神増	○	—	—	—	—	—	—
		下野部(川原)	○	—	—	—	—	—	—
		新開	○	—	—	—	—	—	—
ソ 惣兵衛下新田		○	—	—	—	—	—	—	
ヒ 平松		○	—	—	—	—	—	—	
マ		松之木島	○	—	—	—	—	—	—
		万瀬							
ミ 三家		○	—	—	—	—	—	—	
ム 虫生									
ヤ 社山									

*表中の網掛けの地区は、洪水による浸水が想定されていないことを示す。

表 3-6-2 避難場所（洪水時）

○洪水時における指定緊急避難場所

地区	避難場所	所在地	天竜川	太田川	原野谷川	敷地川	仿僧川	今ノ浦川	宇刈川
磐田	城山中学校	見付263-3	○					○	
	磐田北小学校	見付2352	○					○	
	富士見小学校	富士見町4-9-5	○						
	ワークピア磐田	見付2989-3	○					○	
	磐田市立総合体育館	見付4075-1	○					○	
	磐田第一中学校	国府台39-1	○					○	
	磐田中部小学校	中泉1203-2	○	○		○	○	○	
	磐田西小学校	中泉2522-2	○	○			○	○	
	磐田南小学校	千手堂1356-1	○	○			○	○	
	長野小学校	小島736	○	○			○	○	
	南部中学校	野箱32	○				○		
	西貝交流センター	西貝塚1377-5	○	○		○		○	
	東部小学校	東貝塚206	○	○		○		○	
	神明中学校	鎌田2262-74	○	○	○	○		○	○
	田原小学校	三ヶ野1030-1		○	○	○			○
	南御厨交流センター	東新屋613	○	○		○		○	
	静岡産業大学 (第2スポーツセンター)	大原1572-1	○	○			○	○	
	向笠小学校	向笠竹之内391-6		○		○			
	向陽中学校	向笠竹之内1162-2	○						
	大藤小学校	大久保282-1	○						
福田	福田中学校	福田中島3753-1	○	○			○		
	福田小学校	下太380	○	○		○	○	○	
	豊浜小学校	豊浜9		○	○				
	福田屋内スポーツセンター	南島393-1	○	○		○	○	○	
竜洋	竜洋中学校	豊岡4473-8	○				○		
	竜洋西小学校	川袋1900	○				○		
	竜洋東小学校	中平松23	○	○			○		
	竜洋北小学校	堀之内356	○				○		
豊田	豊田東小学校	高見丘57	○						
	豊田中学校・豊田北部小学校	加茂243	○						
	豊田南小学校	森下300	○				○		
	豊田南中学校	立野200	○				○		
	青城小学校	中田55	○				○		
豊岡	豊岡中学校	合代島943	○			○			
	豊岡北小学校	下野部158-1	○			○			
	豊岡南小学校	上神増1410	○			○			

*次に掲げる8施設は、洪水時に想定される浸水深を考慮し、避難場所として開設しないものとする。

岩田小学校、於保農村婦人の家、福田中央交流センター、福田健康福祉会館、アミューズ豊田、豊岡総合センター体育館
豊岡南部会館、豊岡東交流センター